

**自動車税の納期限は5月31日(金)です**

**問**南魚沼地域振興局 県税部 収税課  
☎772-2665

納期限内に納付してください。

**納付方法**

金融機関、コンビニエンスストア、地域振興局県税窓口で納付できます。インターネットで「Yahoo! 税金支払い」を利用してクレジットカード(VISA、MasterCard、JCB、American Express、ダイナース)でも納付できます。

**身体障害者などに対する自動車税・自動車取得税の減免制度の見直し**

**問**・申南魚沼地域振興局 県税部

**収税課**

☎772-2665

障がい者の社会参加をより一層支援していくことや減免制度の趣旨・税負担の公平性の観点から自動車税などの減免制度について、見直しを行いました。減免を受ける場合は申請が必要です。

**身体障害者手帳の減免対象等級の**

**拡大**(平成31年4月1日(月)～)

視覚障害4級、上肢不自由2級、

下肢不自由3級においては、級の1部のみが減免対象でしたが、それぞれの級全体が減免対象となりました。

**減免額の上限定**

(令和2年4月1日～)

自動車税は45,000円(総排気量2.0リットル超2.5リットル以下の自家用乗用車の税額)、自動車取得税は取得価額250万円までを減免額の上限とします。

※一部例外あり

**✖**5月31日(金)、または納税通知書に記載の納期限までに申請してください。

**他**詳しくは、申請窓口にお問い合わせください。また、県ウェブサイト「**い**がた県税の窓口」で検索をご覧ください。

**店舗バリアフリー改装工事補助金の募集**

**問**・申商工観光課 商工振興班

☎773-6665

障がい者、高齢者、妊産婦など身体的に行動上の制限を受ける人の社会参加を目的として行う、飲食店、宿泊施設のバリアフリー改装工事に對し、予算の範囲内で補助します。

**対象施設(すべてに該当)**

- ・2年以上営業し、改装工事後も営業を継続する市内の飲食店、宿泊施設
- ・事業者が南魚沼市暴力団排除条例に該当しない
- ・法人または事業者が市税の滞納がない

※この制度で補助金の交付を受けた施設は対象外

**対象工事(すべてに該当)**

- ・市内施工業者が行う10万円(税別)以上のバリアフリー改装工事(次の①～③に該当)
- ①トイレの整備、②腰掛便座・手すり・ベビーカーパー・おむつ交換台の設置、③出入口や通路の拡幅・段差解消
- ・補助金の交付決定後に契約し、令和2年2月29日(土)までに完了する
- ・施設が賃借の場合、所有者または管理者から同意が得られる
- ・市の他の補助金の交付を受けていない

**補助金額**

補助対象経費の1/2(上限50万円)

※1,000円未満切り捨て

**受付期間**

**申**6月3日(月)～6月28日(金)

※予算額に達し次第締切り

**必要書類**

申請書、内訳が分かる見積書、着工前写真、工事図面、納税証明書、実施同意書、誓約書など

**他**詳しくは、事前にお問い合わせください。

**「経済センサス・基礎調査」を実施**

**問**企画政策課 企画班

☎773-6672

全国の事業所の活動状態などを明らかにするため、「経済センサス・基礎調査」を実施します。

**調査の対象**

すべての事業所

**調査期間**

6月1日(土)～11月30日(土)

**調査方法**

調査員が活動状態を实地確認します。新たに把握した事業所などには調査票を配布します。

**調査結果の利用**

国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料や、大学や民間の研究機関、学校の教材などに広く利用されます。

※調査内容の秘密は、統計法に基づき保護されます。統計作成以外の目的に使用することはありません